

# 地域がん登録についてのお知らせ

地域がん登録は、国の「がん対策基本法」等に基づき、医療機関からのがんの罹患情報や保健所からの死亡情報等、がんの発病から治療、死亡に至るまでの情報を収集・分析し、がんの実態、治療成績、さらにがん検診の有効性等を把握することで、がん対策の企画や評価等に役立てていくことを目的としています。現在38道府県において実施され、栃木県では平成20年から地域がん登録事業が開始されております。

地域がん登録事業への協力のため、国立病院機構栃木医療センターでも、栃木県在住の方でがんと診断された患者さんの情報について、栃木県立がんセンターの地域がん登録室へ届け出を実施しております。これらの個人情報、厚生労働省の通知において、地域がん登録事業における医療機関から県への診療情報の提供は、個人情報保護法で規定する「利用目的による制限」及び「第三者提供への制限」の適用が除外される事例に該当するとされております。また、ガイドラインでは、地域がん登録事業への情報提供は公衆衛生の向上のために特に必要な場合に該当し、本人の同意を必要としないとされております。地域がん登録事業についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

栃木医療センター  
院内がん登録委員会